（協会の義務）
第３条　協会は、規則第４章及び第５章に定めるところにより、苦情処理手続及び紛争解決手続を実施しなければならない。
（甲の義務違反の場合の措置）
第４条　甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しなかった場合には、協会は、規則等に定めるところにより、甲の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表し、かつ甲がその登録を受けた財務局若しくは財務支局の長又は都道府県知事に報告をするものとする。
２　甲に次のいずれかに該当する事由があるときは、協会は、規則等に定めるところにより本契約を解除することができる。
①　規則に基づく苦情処理手続又は紛争解決手続により甲と契約者等の間で締結された和解契約に定められた義務を、正当な理由なく履行しないこと。
②　規則に定める負担金又は手数料若しくは費用その他規則に定める協会に対する金銭債務の全部又は一部の履行を遅滞し、相当な期間を定めた催告を受けても履行しないこと。
③　規則に定めるその他の義務を故意に履行しないこと。
３　甲が協会員である場合には、協会は、前項の規定による措置に代えて、協会の定款第21条に定める処分を行うことができるものとする。
（協会の義務違反の場合の措置）
第５条　協会が協会の責めに帰すべき事由により本契約に定める協会の甲に対する義務を履行しなかった場合には、甲は、これによって甲が被った損害の賠償を請求することができる。但し、損害賠償の範囲は、当該義務違反により生じた現実の損害に限られるものとし、かつ、逸失利益及び精神的損害は含まれないものとする。
（契約期間）
第６条　この契約の期間は定めない。
２　協会は、正当な理由がなければこの契約の解約を告知することができないものとする。
（合意管轄）
第７条　この契約に関する甲と協会の間の紛争については、東京地方裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２４号
宮城県加美郡加美町字赤塚271番地１　コーポ千３番館101号
債務者　庄司　哲朗（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９５６号
神戸市東灘区御影山手６丁目10番26号　フェーブル御影402号
債務者　虫島　秀教
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　将弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９５号
神奈川県鎌倉市岩瀬603番地９
債務者　一村　浩二
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　砂子　昌利
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２号
愛知県岩倉市中本町中市場30番地７　ソレアード千代鶴401号
債務者　山口　和宏
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　雅宜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２４号
大分市岩田町１丁目12番１号　三和コーポ312
債務者　髙谷　爲明
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　工藤　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６号
宮崎市波島２丁目12番23―１号
債務者　松村マチ子（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　孝志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０８号
福井県坂井市三国町つつじが丘５番15号
債務者　冨永　良子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1651番地５　サンライフ春日居610号
債務者　上島　崇幸
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　厚博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５２号
札幌市中央区南11条西１丁目２番22号　パークサイドヴィレッジ201号
債務者　興膳　香幸
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　昌一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３２号
名古屋市中川区八田町2003番地　ウィスラー八田９Ｃ号
債務者　新澤　哲哉
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　恒川　直久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午前10時25分
５　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１８号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目10番20―310号
債務者　本間　俊之
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中谷　　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
福井県越前市下四目町第９号３番地の８
債務者　橋本　　正
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　正邦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係